

議案第 88 号

飛騨市古川町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例について

飛騨市古川町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市古川町デイサービスセンターの設置終了に伴う改正

飛驒市古川町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例

飛驒市古川町総合保健福祉センター条例（平成16年飛驒市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項中「、第1号及び第5号」を「、第4号」に改め、同項第1号を削り、同項第2号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第2号」を「第1号」に改める。

第17条第2項中「第6条第1項第3号」を「第6条第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飛騨市古川町総合保健福祉センター条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第3条 略 (施設)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) <u>飛騨市古川町デイサービスセンター</u></p> <p>(2) 飛騨市古川町保健センター</p> <p>(3) 飛騨市古川町老人福祉センター</p> <p>(4) 飛騨市古川町心身障害者福祉センター</p> <p>(5) 飛騨市古川やまびこ教室</p> <p>(6) 飛騨市古川町母子福祉センター</p> <p>(7) 飛騨市古川子育て支援センター</p> <p>第5条 略 (使用者の範囲)</p> <p>第6条 第4条に規定する施設並びにこれらに附属する設備及び器具 (以下「施設等」という。)を使用できる者は、<u>第1号及び第5号</u> を除き、市内に居住する者で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>飛騨市古川町デイサービスセンター</u> 飛騨市デイサービスセンター条例(平成16年飛騨市条例第128号)</p> <p><u>第3条に掲げる事業のために使用する者</u></p>	<p>第1条～第3条 略 (施設)</p> <p>第4条 略</p> <p>— —————</p> <p>(1) 飛騨市古川町保健センター</p> <p>(2) 飛騨市古川町老人福祉センター</p> <p>(3) 飛騨市古川町心身障害者福祉センター</p> <p>(4) 飛騨市古川やまびこ教室</p> <p>(5) 飛騨市古川町母子福祉センター</p> <p>(6) 飛騨市古川子育て支援センター</p> <p>第5条 略 (使用者の範囲)</p> <p>第6条 第4条に規定する施設並びにこれらに附属する設備及び器具 (以下「施設等」という。)を使用できる者は、<u>第4号</u> を除き、市内に居住する者で、次に掲げるものとする。</p> <p>— —————</p> <p>— —————</p> <p>— —————</p>

(2) 飛騨市古川町保健センター

飛騨市保健センター条例（平成16年飛騨市条例第144号）第3条に掲げる事業のために使用する者

(3) 飛騨市古川町老人福祉センター

満60歳以上の者及びそれらで構成される団体

(4) 飛騨市古川町心身障害者福祉センター

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく療育手帳の交付を受けた者並びにこれらと同程度の障害を有する者及びその介護者

(5) 飛騨市古川やまびこ教室

飛騨市障がい児通所支援施設条例（平成18年飛騨市条例第55号）第4条に定める者

(6) 飛騨市古川町母子福祉センター

母子家庭の母及びその子女並びに寡婦

(7) 飛騨市古川子育て支援センター

飛騨市地域子育て支援センター条例（平成16年飛騨市条例第125号）第1条に掲げる目的を達成するために使用する者

2 前項各号（第2号を除く。）に掲げる者は、施設等の使用の妨げにならないときは相互に使用することができる。

3 略

(1) 飛騨市古川町保健センター

飛騨市保健センター条例（平成16年飛騨市条例第144号）第3条に掲げる事業のために使用する者

(2) 飛騨市古川町老人福祉センター

満60歳以上の者及びそれらで構成される団体

(3) 飛騨市古川町心身障害者福祉センター

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく療育手帳の交付を受けた者並びにこれらと同程度の障害を有する者及びその介護者

(4) 飛騨市古川やまびこ教室

飛騨市障がい児通所支援施設条例（平成18年飛騨市条例第55号）第4条に定める者

(5) 飛騨市古川町母子福祉センター

母子家庭の母及びその子女並びに寡婦

(6) 飛騨市古川子育て支援センター

飛騨市地域子育て支援センター条例（平成16年飛騨市条例第125号）第1条に掲げる目的を達成するために使用する者

2 前項各号（第1号を除く。）に掲げる者は、施設等の使用の妨げにならないときは相互に使用することができる。

3 略

第7条～第16条 略

(使用料)

第17条 略

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第3号に掲げる者及び第7条の規定に基づき使用する場合は、使用料条例に定める使用料を納入しなければならない。

以下 略

第7条～第16条 略

(使用料)

第17条 略

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第2号に掲げる者及び第7条の規定に基づき使用する場合は、使用料条例に定める使用料を納入しなければならない。

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市古川町総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	飛騨市古川町デイサービスセンターの設置終了に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>飛騨市古川町デイサービスセンターは、(福)吉城福祉会が古川町総合保健福祉センター(ハートピア古川)において指定管理者として運営を行ってきたが、古川町高野地内への移転に伴い、飛騨市デイサービスセンター条例の改正と合わせて古川町総合保健福祉センターの施設から外す。</p> <p>(第4条、第6条及び第17条関係)</p>
市民への影響等	利用者へは説明を行い、今後の方針について理解を得られている。
施行日	令和7年4月1日
備考	